

## 洲本税務署からの **お知らせ**

### 令和3年分の所得税等の確定申告について

#### 申告・納付（振替納税申請）の期限

税 目	申告・納付期限 (振替納税申請期限)	口座引落日 (振替納税をご利用の方)
申告所得税 及び復興特別所得税	令和4年 <b>3月15日(火)</b>	令和4年 <b>4月21日(木)</b>
消費税 及び地方消費税 (個人事業者の方)	令和4年 <b>3月31日(木)</b>	令和4年 <b>4月26日(火)</b>
贈 与 税	令和4年 <b>3月15日(火)</b>	



#### キャッシュレス方式の納付方法のご案内

##### ● 納付には「振替納税」又は「ダイレクト納付」が便利です。

e-Taxをご利用の方は、次の納付方法について、オンラインで簡単に  
 手続することができます。

振替納税は申告・納付期限まで、ダイレクト納付は申告・納付期限の  
 おおむね1か月前までに申請してください。

**スマホからの申請はこちら！（e-TAXにアクセス）**



#### ◇ 振替納税（利用可能税目：所得税・消費税）

- 国税庁の指定する日（上記の「口座引落日」）に  
 自動引落としされ、納税のうっかり忘れを防止
- 一度手続を行えば翌年以降も継続して利用可能

入力要領➡  
(PDFファイル)



#### ◇ ダイレクト納付（利用可能税目：すべての税目）

- 即時又は納税者ご自身が指定した納付日に口座引落  
 しされ、納税のタイミングが自由
- 従業員の源泉所得税の納税でも利用可能

入力要領➡  
(PDFファイル)



お問い合わせ先

洲本税務署（洲本市山手1丁目1番15号） ☎0799-24-1212(代)

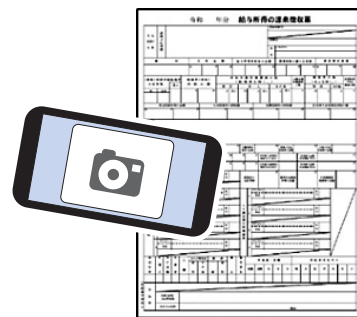
申告書の作成はご自宅からのe-Tax申告で！

# 令和4年1月から スマートフォンを利用した申告が より一層便利になります



## ★ スマホカメラで源泉徴収票を読み取り

スマートフォンのカメラで源泉徴収票を読み取ることで、源泉徴収票に記載されている金額等を確定申告書等作成コーナーへ自動反映させることが可能になります。



## ★ スマホ専用画面対象範囲が拡大

（**NEW** は令和4年1月から対応）

### 対象所得

- 給与所得
- 雑所得
- 一時所得
- 特定口座年間取引報告書 **NEW**  
（上場株式等の譲渡所得等・配当所得等）
- 上場株式等の譲渡損失額（前年繰越分） **NEW**

### 各種控除等

- すべての所得控除
- 政党等寄附金特別控除
- 災害減免額
- 外国税額控除 **NEW**
- 予定納税額
- 本年分で差し引く繰越損失額

## スマホ申告に必要なものは、スマートフォンに加えて

次の①、②のいずれか

①マイナンバーカード（スマートフォンは読取対応のものが必須です。）

②税務署で発行したID・パスワード

※ ID・パスワード方式は暫定的な方法です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。



詳しくは、国税庁ホームページで！

作成コーナー

検索

## 洲本税務署からの **お知らせ**

### 確定申告会場等のお知らせ

**確定申告会場では、申告相談のみを行います。  
作成済みの申告書等の提出は、直接税務署に  
お願いします。**

#### ● 確定申告会場

開設期間	場所
<b>2月16日(水)～3月15日(火)</b> <b>相談受付時間：9時～16時</b> <small>(土・日・祝は開設しておりませんので、ご注意ください。)</small>	<b>淡路文化史料館</b> <small>(洲本市山手1-1-27)</small>

#### 《確定申告会場での感染症対策にご協力ください》

- 会場への入場には「入場整理券」が必要です。
- 来場者数によっては早めに相談受付を終了する場合があります。
- 入場の際には、検温及び名簿（氏名・連絡先）を記入していただく必要があります。
- ご来場の際は、マスクの着用をお願いします。マスクを着用されていない場合は、入場をお断りする場合があります。
- 咳・発熱等の症状がある方や体調のすぐれない方は、入場をお断りします。
- ボールペンなどの筆記用具・計算器具等はご持参ください。

#### ● 税理士による地区相談会場（会場には税務署の職員はおりません。）

地区	開設日	場所
南あわじ市	<b>2月</b> <b>17日(木)、18日(金)</b> <b>22日(火)、25日(金)</b>	<b>南あわじ市役所 第2別館3階多目的ホール</b> <small>(南あわじ市市善光寺18-27)</small>
	<b>3月</b> <b>1日(火)、3日(木)</b>	

- 地区相談会場の相談受付時間は、9時30から16時までです。ただし、12時から13時までは税理士による相談は行っておりません。
- 地区相談会場では「消費税、相続税、贈与税、土地・建物・株式等の譲渡所得等」の相談は行っていません。



注：いずれの会場も混雑の状況により早めに相談受付を終了する場合があります。

お問い合わせ先

洲本税務署（洲本市山手1丁目1番15号） ☎0799-24-1212(代)

申告に当たっての留意事項

● **マイナンバー（個人番号）の記載が必要です！**

申告書等には、申告される方のマイナンバーのほか、配偶者の方や扶養親族の方（16歳未満の扶養親族を含む）、事業専従者の方のマイナンバーの記載が必要です。

また、亡くなられた方の申告書の場合は、相続人の方のマイナンバーの記載が必要です。



● **個人の方から財産をもらったときは、贈与税の課税対象となります！**

確定申告会場で贈与税の申告書を作成する場合には、贈与をうけた財産の価額がわかるもの（不動産の場合は、固定資産税の評価証明書や住宅地図など）をお持ちください。

● **国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書等を印刷して郵送等で税務署に提出することができます！**

【提出先】 〒656-8656 洲本市山手1丁目1番15号 洲本税務署



事業者の方へ



消費税の  
インボイス  
制度

**登録申請受付中！**

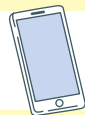
令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。  
インボイスを交付する事業者となるには事前に登録申請が必要です。

**登録申請手続は、e-Taxをご利用ください!!**



☑ 「e-Taxソフト（WEB版）」、「e-Taxソフト（SP版）」をご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能です。

☑ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。  
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

全国どこからでも誰でも参加可能な  
オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを解説します。また、チャット機能を利用した質疑応答も行っております。 説明会サイトへ▶



●インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。

【専用ダイヤル】0120-205-553（無料）

【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）



特設サイトへ

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。